

独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

# 四国生乳販連ニュース

四国四県の生産者と連合会をつなぐコミュニケーション紙

## 第11号

発行日/平成19年1月15日  
発行所/四国生乳販売農業協同組合連合会  
〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目3番6号  
TEL 087-825-0289 FAX 087-825-1254  
編集・発行人/菊川 時彦

### 新年のご挨拶

四国生乳販売農業協同組合連合会

代表理事会長 和田 健



新年明けましておめでとうございます。

皆様方にはご健勝にて新年をお迎えのことと存じます。

昨年につきましても、四国地域の酪農家の皆様方はじめ関係団体の皆様方には、本会の業務運営に多大のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本経済はようやく回復期を迎えておりますが、私たち酪農・乳業界におきましては、飲用消費の減退、脱粉バターの過剰在庫等から需給の不均衡・乳価低下を招き、依然として、大変厳しい状況となっております。

このような中にあっても、四国地域で生産された生乳について、一元集荷多元販売、合理的な乳価形成及び集送乳の合理化を図り、安定的な生産者の手取り乳代の確保を図るため、本会中期計画に基づき、着実に整備を進めてまいります。

そのような合理化に先駆けて、平成19年4月には、四国内統一の広域検査機関が稼動致します。

「四国はひとつ」という思いで、四国地域酪農の益々の発展と振興のため、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、酪農家はじめ関係団体の皆様方のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 平成18年度乳価の交渉内容と決着について

18年度の乳価交渉については、牛乳の消費がここ3年間で四国の年間生産量の2倍程度、約33万トンが減少する等、生乳の需給緩和が深刻化し、乳製品についても過剰在庫問題を背景に、厳しい要求・交渉内容でした。

四国内の状況につきましては、以下のとおり決着しましたので、ご報告申し上げます。

取引数量については、計画生産内の数量は、全量引取りで合意しました。

価格条件については、他の広域指定団体の交渉状況等を踏まえ、飲用向け価格について、-1円~-2円で、決着しました。加工向け価格については、概ね-2円で決着しました。全農・全酪の広域生乳については、-1円~-1.4円で、決着しました。飲用向け価格の下げの対応として、発酵乳等向けなどの用途を設定し、極力実質的な価格低下を防ぐこととしました。

工場搬入前、抗生物質簡易検査の費用は、本来の負担のあり方を双方が確認し、生産者の負担とするが、その処理は今回の乳価交渉に織り込みました。

また、域内同一乳業、同一価格の乳業者の合意が得られ、一層、集送乳の合理化と安定供給を図るため産地の配乳変更(需給調整)を随時実施し、加工の発生抑制と飲用化促進に努め、少しでも全体のメリットが出るように取り組みました。

今後も適正な配乳変更(需給調整)を随時行う予定であり、この配乳変更に伴う実態につきましては、年度末実績確定後、ご報告致します。

## 検査機関統一の現状について

四国内の検査機関統一につきましては、平成19年4月本格稼働いたします。そのため新しい検査機器等の導入は、平成18年末までにほぼ完了しております。平成19年度から開始する検査等については、以下のとおりです。

### ①検査機器

乳成分検査 コンビフォスシステム（検査速度：1時間に300検体）  
 体細胞数検査 コンビフォスシステム（検査速度：1時間に300検体）  
 細菌数検査 バクトスキャン（検査速度：1時間に100検体）  
 その他設備機器 滅菌器、恒温水槽、冷凍庫、洗浄機、容器保管庫、データ管理システム一式

### ②検査料について

収支見込により、試算すると検査料（消費税別途）は下記のとおりとなる。

配分検査料：1kg当たり26銭（送料込み）

牛群検定料：1検体当たり95円（送料込み）

依頼検査料：成分検査 1検体当たり 95円（送料別途）

細菌検査 1検体当たり 200円（送料別途）

体細胞検査 1検体当たり 95円（送料別途）

抗生物質 基本的に実施しない。状況に応じて検査。単価は、細菌と同様。



### ③検査件数（見込）

県別	配分検査			牛群検査		依頼検査（ $\alpha$ -リ検査含む）
	戸数	検体数		戸数	検体数	検体数
		乳成分・体細胞数	細菌数		乳成分・体細胞数	
徳島県	230	8,280	2,760	42	38,784	
香川県	175	6,300	2,100	31	34,632	
愛媛県	224	8,064	2,688	91	63,336	
高知県	102	3,672	1,224	22	20,016	
計	731	26,316	8,772	36	156,768	16,000

### ④検査体制で特に対応すべき事項

◎輸送方法：クール宅急便にて、輸送。各県何ヶ所かの集荷場所を決定し、香川県畜産協会まで輸送する。

◎サンプル容器：30ccの容器を使用。香川県・高知県については、現在使用している容器より小型化する。

◎検体（サンプル）の品質保持：生産者段階を出て検査機関到着までの時間が、想定外の時間を要することが見込まれることから、サンプルの品質保持には十分注意を払う。特に、依頼検査は、指定のサンプル容器（バーコード添付）で行う。

◎休日の対応：土、日祝祭日及び年末年始は、香川県畜産協会就業規則により休日となっているが、3日以上休日が続く場合は、一時冷蔵庫内に貯蔵している検体（宅急便で送付された検体）の品質状態を見ながら、連休の中間日に検査を行うなど、休日の出勤や休日の振替などで対応する。

## ⑤乳質基準の統一

生乳の衛生的・成分的向上を目指すなかで、高品質生乳の確保と適正かつ公平な格付けを行うために、以下の基準にて、実施いたします。(平成19年4月1日より)

項 目	内 容			
成 分	FAT	SNF		
	3.4以上～3.5未満	-5円	8.2以上～8.3未満	-5円
	3.3以上～3.4未満	-10円	8.1以上～8.2未満	-10円
	3.2以上～3.3未満	-20円	8.0以上～8.1未満	-15円
	3.1以上～3.2未満	-30円	7.9以上～8.0未満	-20円
	以下0.1%ごと-10円減算	以下0.1%ごと-5円減算		
	検査回数 月3回(上・中・下旬)			
体細胞数	30万以下	0円	51万以上～70万以下	-8円
	31万以上～40万以下	-2円	71万以上～100万以下	-16円
	41万以上～50万以下	-4円	101万以上	-40円
	検査回数 月3回(上・中・下旬)			
細菌数	30万以下	0円	51万以上～100万以下	-3円
	31万以上～50万以下	-1円	101万以上	-10円
	検査回数 月1回(上旬)			
	細菌数検査は、月1回上旬に実施するが、このときに乳質規制基準に満たない酪農家について、上旬の乳量に対しペナルティーを徴収する。翌旬に再度検査を行い、乳質規制基準をクリアできていれば中旬のペナルティーの対象としない。以後も同様とする。			
備 考	1) 対象生乳が、複数の項目の規制基準に該当する場合は、それぞれの処置内容がすべて摘要される。			
	2) 農薬、飼料添加物および動物用医薬品を不適正に使用して生産された生乳及び異物混入、抗菌性物質等による汚染乳発生の場合は、該当生産者が引き取るものとし、その原因をつくった者は汚染乳による損害について全額補償するものとする。			
	3) 不良乳質により乳業者が買入れ拒否をした場合、全ての損害は該当生産者の、出荷者の負担とする。			
	4) ペナルティーの対象期間及びそのペナルティーの用途については、会員毎にその実施内容が大きく異なり、また、システムの変更等の発生が見込まれるため、当面、各会員に委ねるものとする。			
	5) 体細胞数、細菌数において千の位の値については、四捨五入とする。			



# 平成18年度集送乳経費、乳価の段階的平準化について

## (1) 集送乳経費の段階的平準化の内容

集送乳経費については、受託販売経費の中で最も大きなウエイトを占めています。

そのため、集送乳経費については、各県の利害が合理化を妨げる側面があったため、路線の錯綜が生じていることもあります。

また、域外集送乳経費負担を回避するため、現状の域内用途別乳価の形成に影響があったことも否定できません。

そのため、本会においても、集送乳路線の合理化を通じた広域化を実施するため、①指定団体による集送乳の実施、②集送乳経費の共同負担の促進等を図ることが、「中期計画」において、定められています。

平準化の内容は、以下のとおりです。

平成18年度以降の集送乳経費について、格差を踏まえた平準化を実施します。これによって、「平成18年度以降の域外送乳の増加」等による集送乳経費の増加について、共同負担を開始します。

平成18年度末・乳代精算において、平成17年度格差を基準に、会員間最大格差の10%を縮小します。この平準化の目標として、3年間で会員間最大格差を30%縮小していきます。

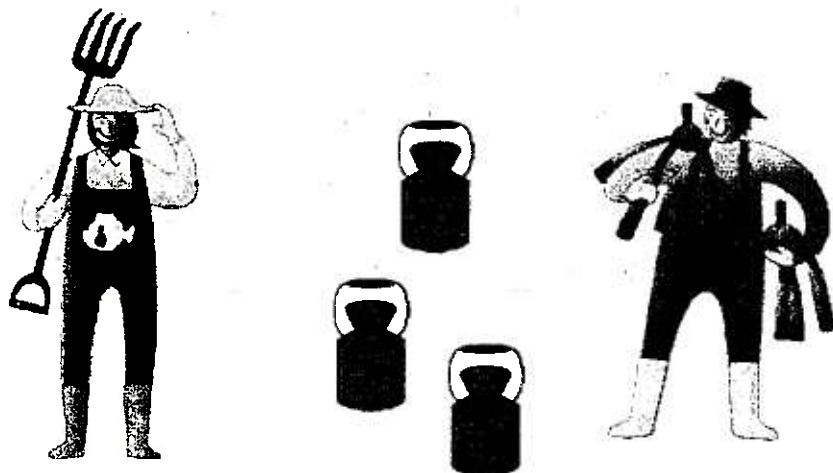
### ※参考 平成17年度集送乳経費の実態

会員団体	乳量1kg当りの集送乳経費
A	5.325 円
B	4.912 円
C	4.615 円
D	4.568 円
4県平均	4.881 円
最大格差	0.757 円

(四国生乳販連調べ)

※上記、集送乳経費には、集乳経費・送乳経費・CS維持管理費（人件費含む）等々が含まれています。

※これら経費のうち、平準化を実施する項目と実施しない項目の調整については、別途協議致します。



## (2) 乳価の段階的平準化の内容

集送乳経費と同様、乳価についても、「中期計画」に則り、平準化の実施を推進してまいります。

これまでの乳業者間の乳価格差及びこれに基づく会員間乳価格差は、生乳取引の長い歴史と条件により生じたものであるが、指定生乳生産者団体に求められる「公正な生乳取引」を実現するために、乳業者間の価格格差の是正の実施は必要です。

そのため、取引条件の改善交渉実施による、乳価の底上対策を行ないつつ、一方では激変緩和を加味した平準化を推進してまいります。

平成18年度の乳価交渉において、域内乳業者との県別乳価設定の廃止（同一乳業同一価格）は、実現されました。

集送乳経費と同様、平成18年度末・乳代精算において、暫定措置として、乳代配分について、月別のプレミアム乳代、成分格差金を除いた、平成17年度格差を基準に会員間最大格差の10%を縮小します。

なお、乳価調整金は、平成17年度格差に含まれるため要領を廃止します。この平準化の目標として3年間(21年度末)で会員間最大格差を30%縮小していきます。

### ※参考 平成17年度乳価の実態

会員団体	平均との乳価差
B	-1.08 円
A	-0.16 円
C	0.11 円
D	1.58 円
乳価格差	2.66 円

(四国生乳販連調べ)

※成分加算金、プレミアム、消費税を除く。

※生乳需要拡大奨励金、加工原料乳生産者補給金、経営安定対策補てん金を含む。

★四国生乳販連ホームページを

よろしくおねがいします★

URL:<http://www.dairy.co.jp/shikoku/>




## 平成17年度 実態調査

項 目	徳島県酪農協	香川県農協		
酪農家戸数 (18年11月末現在)	222 戸	174 戸		
乳用牛頭数	7,240 頭	5,870 頭		
1戸当たり平均飼養頭数	31 頭	32 頭		
生乳生産量	47,677 トン	40,530 トン		
(生乳量割合)	28.4 %	24.2 %		
域外生乳の割合	17.0 %	14.4 %		
乳価 (販売乳価)	会員間の格差は、2円45銭ほどである。			
会員の手数料率	0.80 %	0.65 %		
集送乳経費	会員間の格差は、80銭弱である。			
CSの設置数	2箇所 (1箇所は18.7.1廃止)	2箇所 (中央CS・西讃CS)		
生乳検査料	25 銭/kg	45 銭/kg		
検査項目・回数	脂肪	月2回	脂肪	月3回
	無脂乳		無脂乳	
	細菌数		細菌数	
	体細胞数		体細胞数	
検査機関名	(社)徳島県畜産協会	(社)香川県畜産協会		
ペナルティの設定	会員で設定	会員で設定		
乳代精算日	16 日	16 日		

### 平成17年度会員農協等の実態調査

項 目	徳島県酪農協	香川県農協
受託団体数	11団体 (総合9 専門2)	4団体 (総合2 専門2)
担当職員数	19 人	12 人
控除項目		
手数料 (率で設定)	5団体 (0.2~1.8%)	3団体 (0.2~1.2%)
手数料 (kg当たりで設定)	6団体 (0.2~0.8円)	0団体
手数料 (手数料なし)	0団体	1団体
その他	個人検査料、集乳運賃、送乳運賃、CS冷却費、部会費	
最終手取り単価		
平均単価	86.23 円	85.19 円
最高単価	86.56 円	87.55 円
最低単価	85.00 円	84.93 円
最高と最低の差	1.56 円	2.62 円
乳質格差金	脂肪±0.1% 15銭 無脂乳±0.1% 20銭	脂肪±0.1% 30銭 無脂乳±0.1% 40銭

※4ページ、5ページの集送乳経費及び乳価の実態と上記平成17年度実態調査は、試算方法が

愛媛県酪連		全農高知県本部		四国全体	
209 戸		97 戸		702 戸	
7,110 頭		4,430 頭		24,600 頭	
32 頭		43 頭		33 頭	
51,741 トン		27,756 トン		167,704 トン	
30.8 %		16.6 %		100.0 %	
0.0 %		0.0 %		8.3 %	
18年度より、同一乳業同一価格となっているため、差はほとんど無くなっている。					
0.5 %		0.35 %			
0 箇所		1 箇所(四万十CS)		5 箇所	
30 銭/kg		45 銭/kg			
脂肪	月3回	脂肪	月3回		
無脂乳		無脂乳			
細菌数	月1回	細菌数	月1回		
体細胞数		体細胞数			
四国乳業(株)検査室		高知県生乳検査協会			
会員で設定		会員で設定			
21 日		19 日			

愛媛県酪連		全農高知県本部		四国生乳販連	
5 団体(総合2 専門3)		14 団体(総合12 専門2)			
9 人		19 人		59 人	
1 団体(1.5%)		7 団体(0.2~5%)		16 団体	
1 団体(0.4円)		0 団体		7 団体	
3 団体		7 団体		11 団体	
等である。					
85.81 円		88.37 円		86.20 円	
86.42 円		89.78 円		89.78 円	
85.13 円		83.25 円		83.25 円	
1.29 円		6.53 円		6.53 円	
乳価テーブル表による (脂肪+0.1% 40銭 無脂乳+0.1% 50銭)		脂肪±0.1% 40銭 無脂乳±0.1% 40銭			

統一していない為、整合性はありません。

# 計画生産対策について

## ①平成18年度 計画生産対策の進捗状況について

平成18年度生乳計画生産進捗状況表

(単位:トン、%)

会 員	第1四半期 計画生産実績	第2四半期 計画生産実績	第3四半期 計画生産実績	18年度 累 計	当 初 計 画 比
徳島県酪連	12,313	11,012	10,913	34,238	99.0
香川県農協	10,262	9,112	9,156	28,530	96.8
愛媛県酪連	13,341	11,185	11,426	35,952	97.3
全農 高知	7,320	6,121	6,342	19,783	100.6
合 計	43,236	37,430	37,837	118,503	98.2

平成18年度生乳計画生産の四半期別計画数量

(単位:トン、%)

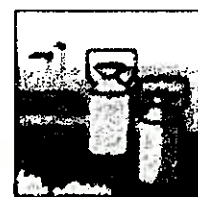
会 員	第1四半期 計 画	第2四半期 計 画	第3四半期 計 画	第4四半期 計 画	四半期別 合 計
徳島県酪連	12,391	11,155	11,035	11,708	46,289
香川県農協	10,488	9,600	9,400	9,600	39,088
愛媛県酪連	13,352	11,751	11,835	12,613	49,551
全農 高知	7,192	6,072	6,399	6,639	26,302
合 計	43,423	38,578	38,669	40,560	161,230

※新規就農枠を除く。

## ②平成19年度 計画生産対策の論点と基本的な考え方

### ◎全国的な計画生産対策

平成19年度の生乳需給は、引き続き牛乳消費が減退する中、主要乳製品の在庫量は適正水準を上回るなど、緩和傾向で推移することが見込まれるため、減産型の計画生産を継続する。



### 【生乳需要量の設定】

「販売基準数量」「特別対策数量」を設定し、この合計数量を「生乳供給目標数量」とする。ナチュラルチーズ向け及び全乳哺育向け生乳については、計画生産の対象外とする。

### 【生乳供給目標数量の設定】

販売基準数量：Jミルク予測数量にインサイダー率(96.755%)を乗じた数量から57,500t(脱脂粉乳5,000トン削減相当)を控除した数量とする。

特別対策数量：バターベース需要量と脱脂粉乳ベース需要量(5千トンの脱脂粉乳在庫削減後)との差については、脱脂粉乳について一定の要件を前提とした特別対策A数量とする。バターベース需要量を上回る数量については、脱脂粉乳に加え乳脂肪分についても一定の要件を前提とした特別対策B数量とする。

注：特別対策Aとは、生乳から生産される数量相当の脱脂粉乳を、一般国内市場と隔離して粉乳調製品や飼料用脱脂粉乳等の輸入乳製品と代替する。

特別対策Bとは、生乳から生産される数量相当の脱脂粉乳に加え、乳脂肪分等についても一般国内市場と隔離して調製品等と代替する。



## 【販売基準数量の配分】

4分の1は19年度用途別需要予測数量の16年度実績比、4分の3は19年度用途別需要予測数量の17年度実績比を乗じて全ての指定団体に、19年2月初旬に配分する。

## 【特別対策数量の配分】

特別対策数量は、指定団体からの申請に基づき、A・B共に2月初旬に第一次取りまとめを行い、平成19年3月末に最終的な配分を決定する。

## 【地域酪農基盤安定化対策の推進】

新規就農枠は休止するが、各指定団体においては、独自の新規就農枠の設定を行うことができる。また、指定団体は、①担い手救済対策枠の設定と該当酪農経営への配分、②特別対策数量の個別経営体への選択的な追加配分等について、地域の実態を踏まえた独自の対策を推進する。

## 【ペナルティ】

平成19年度は、超過ペナルティのみ設定し、未達ペナルティは設定しないが、地域の実情に応じて、指定団体が独自に未達ペナルティを設定することができる。

超過ペナルティは、数量ペナルティと金銭ペナルティの2種類を設定する。

(数量ペナルティ：超過数量を平成20年度販売基準数量より削減する。

金銭ペナルティ：超過数量1kg当たり50円を課徴する。)

超過アローワンスは、販売基準数量の0.5%に縮小する。

指定団体は、会員等にアローワンスを配分しないものとする。

平成20年度販売基準数量の指定団体別配分に平成19年度実績を用いる場合、アローワンスは配分の基礎に使わないこととする。



## 【牛乳消費拡大対策の実施】

飲用向け生乳1kg20銭の財源拠出により、「牛乳に相談だ。」キャンペーンを継続して実施するものとする。なお、19年度のキャンペーンの進め方、具体的な内容については、牛乳消費拡大促進委員会で検討する。

乳製品の農村消費拡大対策(バター等乳製品の生産者における購入促進運動)を前年度に引き続き実施する。



## ◎四国における計画生産対策

四国においても、抑制型の取り組みにより着実に生産は落ちている。一方、乳価交渉に関連し、域内同一乳業・同一価格を図り、もって集送乳の合理化を進めるため、配乳変更の実施により下期に入り需給は逼迫状況が見受けられる。

これ以上四国における生乳生産が減少すると牛乳等向けの処理量が不足し、チャンスロスを招く一方、域外からの移入が多くなることが危惧される。

四国全体のおおまかな19年度取引乳業者の販売計画が160,400トンであるのに対して、19年度販売基準数量は、158,470トン(未確定、前年販売基準数量対比97.475%)となっているため、単純試算で1,900トン程度の生乳不足が見込まれることとなる。

四国地域全体の「生産基盤の維持・確保」を図るとともに、「取引乳業者への安定供給(供給責任)」を担っているため、将来に向かっての大きい視野に立ったの対応・対策が求められる。

こうしたことから、19年度については、四国でも特別対策Aに取り組む方向で、検討しています。ただし、特別対策Aの取得につきましては、仮に、1,585トン(販売基準数量の1%程度)を取得した場合、1kg当たり24銭程度の経費が必要となります。こうしたことから、中央へ第一次申込段階で、取り組むことの意味表示を行い、販売基準数量の追加、或いは取引乳業者の販売計画の変動、特別対策Aの申請に対する実質の配分数量の未確定要因等、今後の生乳需給・販売動向の状況によって、慎重に検討し進めてまいります。

## 四国生乳販連・行事だより

開催月日 場 所	会 議 名	協議内容・報告事項
18年 8月17日	第3回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法施行に伴う定款の一部変更</li> <li>・徳島県酪農協の会員資格</li> <li>・中期計画に基づく財政・組織基盤の確立</li> <li>・広域生乳検査体制</li> <li>・18年度乳価交渉の状況</li> <li>・18年度計画生産の進捗状況</li> <li>・酪農教育ファーム地域推進委員会の設置</li> <li>・生乳受託販売委員の任命</li> <li>・事業推進委員、専門部会委員の選任</li> </ul>
	第12回臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事の補欠選任</li> <li>・会社法施行に伴う定款の一部変更</li> <li>・中期計画に基づく財政・組織基盤の確立</li> </ul>
香川県 JA ビル3階会議室		
18年 10月13日	第24回生乳受託 販売委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳受託販売委員の任命</li> <li>・18年度乳価交渉の状況</li> <li>・18年度計画生産の進捗状況</li> <li>・19年度計画生産対策の主要な論点と基本的な考え方</li> <li>・広域生乳検査体制</li> <li>・乳質自主規制実施要領の一部変更と乳質基準の統一</li> <li>・生乳の安全、安心の確保のための取組状況</li> <li>・18年度四国地域酪農生産者交流会の開催</li> <li>・酪農教育ファーム地域推進委員会の設置</li> </ul>
ホテルニューフロンティア		
18年 10月17日	第4回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増資に伴う定款の一部変更</li> <li>・18年度乳価交渉の状況</li> <li>・18年度計画生産の進捗状況</li> <li>・19年度計画生産対策の主要な論点と基本的な考え方</li> <li>・広域生乳検査体制</li> <li>・乳質自主規制実施要領の一部変更と乳質基準の統一</li> <li>・生乳の安全、安心の確保のための取組状況</li> <li>・18年度四国地域酪農生産者交流会の開催</li> </ul>
	第13回臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増資に伴う定款の一部変更</li> </ul>
サンポートホール高松5階会議室		
18年 11月6日	四国地域酪農 教育ファーム 推進委員会準備会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酪農教育ファーム事業の経緯</li> <li>・四国地域における地域推進委員会の設置</li> <li>・18年度活動方針、活動予定</li> </ul>
香川県 JA ビル3階会議室		

## 四国生乳販連・行事だより

開催月日 場 所	会 議 名	協議内容・報告事項
18年 11月22日	第4回四国地域 生産者交流会	来賓挨拶 農林水産省 生産局 畜産部 牛乳乳製品課 乳製品調整官 迫田 潔 (社)中央酪農会議 事務局長 前田 浩史  講 演 関東生乳販売農業協同組合連合会 常務理事 林 克郎 「わが国酪農を巡る課題と関東販連の取り組み」
ホテルニューフロンティア		
18年 12月6日	第50回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度計画生産の進捗状況</li> <li>・19年度計画生産対策の主要な論点と基本的な考え方</li> <li>・18年度乳価交渉の決着に伴う概要と集送乳の合理化を図るための配乳変更の実施による結果報告等</li> <li>・生乳検査機器類の設置に伴う試験稼動状況と19年度以降の各検査料の設定と検査委託料</li> <li>・ポジティブリスト制度に係る検証実施状況及び農薬等の使用実態調査の実施</li> </ul>
香川県 JA ビル3階会議室		
18年 12月12日	第5回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度上半期監査の結果</li> <li>・18年度計画生産の進捗状況</li> <li>・19年度計画生産対策の主要な論点と基本的な考え方</li> <li>・18年度乳価決着に伴う概要並びに集送乳の合理化を図るための配乳変更の実施に伴う経過報告</li> <li>・生乳検査体制に係る検査機器類等の設置状況</li> </ul>
香川県 JA ビル3階会議室		
19年 1月6日	第51回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度生乳計画生産対策の考え方並びに四国における検討課題</li> <li>・広域生乳検査体制に係る検査料金の設定</li> </ul>
サンポートホール高松5階会議室		
19年 1月9日	第6回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度生乳計画生産対策の考え方</li> <li>・19年度生乳計画生産対策に係る四国の検討課題</li> <li>・四国の生乳検査体制に係る検査料金の設定</li> </ul>
香川県 JA ビル3階会議室		
19年 1月12日	第25回生乳受託 販売委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度生乳計画生産対策の考え方</li> <li>・19年度生乳計画生産対策に係る四国の検討課題</li> <li>・四国の生乳検査体制に係る検査料金の設定</li> </ul>
香川県 JA ビル3階会議室		

## 平成18年度会員別生乳受託販売実績

(単位:ト,%)

会 員 名	第1四半期	前年比	第2四半期	前年比	第3四半期	前年比	18年度累計	前年比
徳島県酪農	12,314	96.1	11,012	96.1	10,912	96.1	34,238	96.1
香川県農協	10,505	97.3	9,451	96.4	9,519	97.1	29,475	97.0
愛媛県酪連	13,363	100.0	11,224	92.2	11,464	90.3	36,051	94.3
全農 高知	7,358	104.4	6,151	97.0	6,387	92.4	19,896	98.0
合 計	43,540	98.9	37,838	95.1	38,282	93.9	119,660	96.1

## 平成18年度用途別販売実績

(単位:ト,%)

用 途 別	第1四半期	前年比	第2四半期	前年比	第3四半期	前年比	18年度計	前年比
飲用牛乳向け	36,165	92.2	33,310	89.1	32,468	90.5	101,943	90.6
(うち学校向け)	3,965	102.0	2,231	103.6	3,965	105.1	10,161	103.5
醗酵乳等向け	2,478	1,175.1	2,316	1,118.3	2,190	1,141.7	6,984	1,145.3
特定乳製品向け	4,048	124.8	1,143	135.0	2,629	77.2	7,820	104.3
(うち委託加工向け)	235	1,074.2	0	—	0	—	235	170.4
生クリーム向け	774	62.1	991	79.2	904	76.2	2,669	72.5
チーズ向け	22	98.8	39	129.0	38	90.5	99	104.7
公 共 分	53	86.6	39	81.0	53	118.9	145	94.2
総受託乳量	43,540	98.9	37,838	95.1	38,282	93.9	119,660	96.1
加工比率	9.3		3.0		6.9		6.5	

## 酪農家戸数

会 員 名	17年度12月末	18年度12月末
徳島県酪連	237 戸	221 戸
香川県農協	191 戸	173 戸
愛媛県酪連	226 戸	209 戸
全農 高知	102 戸	97 戸
合 計	756 戸	700 戸

